



ほうじん



公益社団法人 松山法人会

ひめリット(女性活躍促進勉強会*情報交換会)発動!!

えひめ女性活躍促進事業がスタート～新たに6団体が加わり、さらに広がる女性活躍促進の輪～

昨年度、内閣府の委託をうけ設立した「えひめ女性活躍推進協議会」が作成した参加団体の統一的な行動指針である『行動宣言』をうけて、今年度、愛媛県が当会の上部団体である愛媛県法人会連合会に委託した本事業の中心となる「第2回えひめ女性活躍推進協議会」が新たな団体の参画をいただき7月22日に開催されました。オール愛媛で取り組む女性活躍推進の勉強会・情報交換会として、



☆【ひめリットマネージャークラブ】社長・経営幹部・管理職等の方を対象(東中南予で各1回開催)

☆【ひめリットメンターネット】女性職員の方を対象(東中南予で各2回開催)

を開催すること、愛媛の企業等における女性活躍推進に関する自主目標の設定と実施の検証、各構成団体等を通じた周知啓発を目指すこととなりました。

また、検証や周知啓発について実務的な協議を行っていただく「ワーキンググループ」の設置運営について了承されました。会員皆様方のご協力とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

平成27年度 えひめ女性活躍推進協議会を構成する団体等一覧 順不同

- ◆ 一般社団法人愛媛県法人会連合会
- ◆ 愛媛県商工会議所連合会
- ◆ 愛媛県商工会連合会
- ◆ 愛媛県中小企業団体中央会
- ◆ 愛媛県経営者協会
- ◆ 愛媛経済同友会
- ◆ 愛媛県農業協同組合中央会
- ◆ 日本労働組合総連合会愛媛県連合会
- ◆ 公益財団法人えひめ産業振興財団
- ◆ 愛媛県社会保険労務士会
- ◆ 四国税理士会愛媛県支部連合会
- ◆ 公益財団法人えひめ女性財団
- ◆ 公益財団法人松山市男女共同参画推進財団
- ◆ 愛媛大学ダイバーシティ推進本部女性未来育成センター
- ◆ 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
- ◆ 一般社団法人愛媛県医師会
- ◆ 一般社団法人愛媛県建設業協会女性部会
- ◆ 愛媛県漁業協同組合連合会
- ◆ 愛媛県森林組合連合会
- ◆ 一般社団法人愛媛県中小企業診断士協会
- ◆ ポジティブ・アクション展開事業ネットワーク代表
- 他 県内で積極的に取組んでいる企業・大学等

※ 『ひめリット』・・・[えひめ×メリット] で愛媛の一層の発展を目指します。

※ 『メンター』・・・指導・相談役となる先輩職員(メンター)のこと

・えひめ女性活躍促進事業スタート	P1	・県中予地方局からのお知らせ	P6
・松山税務署長・副署長・法人課税第一統括官ご挨拶		・まどんな活躍推進部会事業	P7
・松山税務署人事異動のお知らせ	P2	・内閣府主催『結婚支援に関する全国連携会議』	P7
・松山税務署からのお知らせ	P3	・絵ハガキコンクール、まどんなプロジェクト基調講演	P8
・マイナンバー制度への実務対応	P4		
・愛媛県からのお知らせ	P5		

松山税務署長ごあいさつ



署長

あか ほ えい いち
赤穂英一

出身地／愛媛県

この度の人事異動で松山税務署長を拝命いたしました赤穂でございます。

松山署での勤務は18年ぶり4回目となります。

松山法人会の皆様方には、平素より税務行政にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

当面の最重要課題の一つである社会保障・税番号制度（いわゆる「マイナンバー制度」）の周知・普及ほか、今年度もこれまでと同様に皆様方と密接な連携を図りつつ、より一層の信頼関係を築きたいと考えておりますので、更なるご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

松山税務署副署長ごあいさつ



副署長
(法人税担当)

いわ い しゅん すけ
岩井俊介

出身地／高知県

この度の人事異動で松山税務署副署長を拝命いたしました岩井でございます。

松山署での勤務は初めてですが、風光明媚、情緒にあふれた歴史ある街で勤務できることを大変嬉しく思っております。

また、松山法人会の皆様方におかれましては、これまでも e-Tax ほか当局の施策にご理解・ご協力を賜り、衷心より御礼申し上げます。

税務行政の適切な執行に向けて真摯に取り組みたいと考えておりますので、ご支援を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

法人課税第一部門統括官ごあいさつ



法人課税第一部門
統括国税調査官

はだ けん じ
秦賢治

出身地／徳島県

この度の異動で法人課税第一部門統括官になりました秦でございます。

松山署での勤務はもとより愛媛県での勤務も初めてですが、松山法人会の皆さま方のご協力を賜り、各種施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくようお願い申し上げます。

法人課税部門へ配属された新入職員の紹介



法人課税第二部門
財務事務官

にのみや りょう
二宮峻

出身地／高知県



法人課税第三部門
財務事務官

い いだ まさ のり
飯田雅典

出身地／香川県



法人課税第四部門
財務事務官

の なみ しゅう き
野並昭貴

出身地／高知県

この春から松山税務署で勤務することになりました、二宮峻です。

松山署で、今後の税務職員としての基礎を固められるよう、日々努力していきますので、よろしくお願い申し上げます。

この春から松山税務署に配属となりました、飯田雅典です。

税務職員としても社会人としてもまだまだ未熟ですが、松山署の先輩方の指導を受けつつ、精一杯職務に励んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

この春から松山税務署で勤務することになりました、野並昭貴です。

長い職員人生の一年目として、また、新社会人として、たくさんの経験を、この松山署でしていきたいと思っています。いたらぬ点が多々あるかと思いますが、日々精進していきますので、よろしくお願い申し上げます。

法人会関係は次の方々です。(敬称略)

筆頭特別国税調査官 (法人税等担当)
特別国税調査官 (法人税等担当)
特別国税調査官 (法人税等担当)
特別国税調査官 (源泉所得税担当)
法人課税第一部門 統括国税調査官
法人課税第二部門 統括国税調査官
法人課税第三部門 統括国税調査官
法人課税第四部門 統括国税調査官
法人課税第五部門 統括国税調査官
法人課税第六部門 統括国税調査官
法人課税第七部門 統括国税調査官
法人課税第八部門 統括国税調査官
審理専門官 (法人課税事務担当)
特別調査情報官
連絡調整官

清家 昭二
田 淵 康 広
大 川 正 純
城 尾 肇
秦 賢 治
阿 部 稔 (担当支部：第1・第9・上浮穴支部)
都 築 清 幸 (担当支部：第3・第6・東温支部)
本 間 健 一 (担当支部：第4・第7・北条支部)
池 見 融
尾 方 宗 男 (担当支部：第2・第10・第11・第14)
川 東 典 子 (担当支部：第8・第15・伊予支部)
小 笠 英 陸 (担当支部：第5・第12・第13・砥部支部)
加 地 豊 満
松 田 貢
森 紀 人

法人会会員の皆様へ

事業者のみなさまは、社会保障や税の手続きのため、関係書類に個人番号又は法人番号を記載する必要がありますので、記載する時期をきちんと把握し、準備をしておくことが大切です。

税務関係書類へのマイナンバーの記載及びマイナンバーが記載された申告書等の提出時期は以下のとおりです。

番号制度導入後（平成 28 年 1 月 1 日以降）は、申告書・法定調書等の提出に当たり当該提出者等に係る番号を記載します。

		記載対象	番号の記載及び提出時期（一般的な場合）
所得税	(国税)	平成 28 年 1 月 1 日の属する年分以降の申告書から	平成 28 年分の場合 ⇒平成 28 年分の確定申告期（平成 29 年 2 月 16 日から 3 月 15 日まで） (個人住民税及び個人事業税は平成 29 年 3 月 15 日まで)
個人住民税	(地方税)		
個人事業税	(地方税)		
法人税	(国税)	平成 28 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成 28 年 12 月末決算の場合 ⇒平成 29 年 2 月 28 日まで（延長法人は平成 29 年 3 月 31 日まで）
法人住民税	(地方税)		
法人事業税	(地方税)		
法定調書	(国税)	平成 28 年 1 月 1 日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（注）	(例) 平成 28 年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成 29 年 1 月 31 日まで
支払報告書	(地方税)	平成 28 年分の支払報告書から	(例) 平成 28 年分給与支払報告書 ⇒平成 29 年 1 月 31 日まで
申請書・届出書	(国税・地方税)	平成 28 年 1 月 1 日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

(注) 平成 28 年 1 月 1 日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から 3 年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができます。

※マイナンバー制度の導入に伴い、申告書や各種申請書類の様式が一部変更されますので、ご注意ください。

マイナンバー制度への実務対応 vol.4

マイナンバー制度が導入されると、各事業所ではどのような対応をしなければならないでしょうか？みなさんが気になる情報をシリーズでお届けします！！

このページではマイナンバーに係わる社会保険等の書類について、その種類と記載開始日をご紹介します。

分野	主な届出書等の内容	記載開始日
雇用保険	「マイナンバー」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 など	平成28年1月1日～
	「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 など	
健康保険 ・ 厚生年金保険	「マイナンバー」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 など ・健康保険被扶養者（異動）届 など	平成29年1月1日～
	「法人番号」を追加予定 ・新規適用届 など	平成28年1月1日～

※国民健康保険組合については、平成28年1月1日より各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

正社員はもちろん、パートやアルバイトのマイナンバーも関係書類へ記載する必要があります。企業が従業員にマイナンバーの提示を求め、拒まれた場合は、提供を拒まれた経緯等を記録・保存などし、単なる義務違反でないことを書類提出先へ伝えなければならない場合があります。このような事になると、提出を拒否した一人一人について別途書類を作成することとなり、業務が煩雑となりますので、マイナンバーを関係書類へ記載することは法律によって定められた義務であることを従業員に事前周知しておく必要があります。

※記載情報は内閣官房マイナンバーHPより一部抜粋 (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)

「社会保険労務士」による 無料相談会が開催されます！

日時

10 / 25 (日)
AM 11:00 ~ PM 5:00

場所

- ・イオン松山店
- ・オズメッセ21
- ・フジグラン今治
- ・フジグラン松山
- ・イオンモール新居浜

相談内容

- ・公的年金
- ・健康保険（傷病手当金、出産手当金、高額医療費等）
- ・労働条件（賃金、退職金、労働時間、休日、年次有給休暇）
- ・労働保険（雇用保険、労災保険、各種給付）
- ・解雇、退職、セクハラ、パワハラ等
- ・労使関係（個別労働紛争）
- ・各種助成金 その他

お問合せ

愛媛県社会保険労務士会
〒790-0813
松山市萱町4丁目6番地3
TEL: (089) 907-4864
FAX: (089) 923-1133

後援：一般社団法人愛媛県法人会連合会 公益社団法人松山法人会

お気軽に
お越しください！



「シェイクアウトえひめ(県民総ぐるみ地震防災訓練)」への参加

- 1 南海トラフ地震を想定し、えひめ防災週間(12月17日~23日)に併せて、地震発生時の安全確保行動の確認や防災意識の向上を図るため、県下で一斉に「シェイクアウトえひめ(県民総ぐるみ地震防災訓練)」を実施します。

シェイクアウトえひめ ~県民総ぐるみ地震防災訓練~

- 2 この訓練は、その場で「(1) まず低く =DROP !」→「(2) 頭を守り =COVER !」→「(3) 動かない =HOLD ON !」の安全確保行動を約1分間行うもので、誰でも、どこでも参加することができます。



DROP!



COVER!



HOLD ON!

12月17日(木)午前11:00~

*事業所のご都合に合わせて、
日時を12/17~12/23(えひめ防災週間)の間で変更することができます。

訓練対象者	訓練参加を希望する個人、学校・企業などの団体
参加方法	参加登録へ ※登録は、12月16日(水曜日)17時まで ※参加費無料

3 インターネットによる参加登録

① 「シェイクアウトえひめ」で検索して参加登録をお願いします。 ② QRコード

<http://www.pref.ehime.jp/bosai/shakeout27/kunren.html>



ご参加いただいた企業には、
企業名を県ホームページに掲載させていただきます！



こまめに運動する習慣を身につけよう!!

～9月は健康増進普及月間です～

プラス **+10分**で健康寿命をのばしましょう!

厚生労働省は「健康づくりのための身体活動基準2013」を策定し、**今より1日10分多く活動**することを目標にしています。

身体活動による効果

- 糖尿病、心臓病、脳卒中、がんなどの生活習慣病予防
- 体力向上 ○肥満防止 ○便秘解消
- 認知症予防 ○腰痛・ひざ痛予防
- ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防
- ストレス解消

1日当たりの歩行数

	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成35年度)
20～64歳	男性 7,225歩 → 女性 7,048歩	8,500歩 8,500歩
65歳以上	男性 5,370歩 → 女性 4,945歩	7,000歩 6,500歩

現状：平成22年愛媛県県民健康調査

職場でできるちょっとした身体活動

- 1 違う階のトイレを利用
- 2 移動は階段で
- 3 内線を使わずに直接伝える
- 4 駐車場から会社まで遠回り
- 5 歩幅を広くする
- 6 休憩時間にストレッチ
- 7 外でランチ

安全のために

- からだを動かす時間は少しずつ増やしていく。
- 体調が悪い時は無理をしない。
- 病気や痛みのある場合は、医師や健康運動指導士などの専門家に相談を。

あなたのからだは大丈夫!?～簡身体力チェック～

1 つま先タッチ(柔軟性)

指先がつま先につけばOK!
できなかった人は太もものストレッチで柔軟性UP!



立った姿勢で上体を曲げ、つま先にタッチすることができますか?

2 背中で握手(肩の柔軟性)

左右両方とも指が握れたらOK!
できなかった人は肩のストレッチで柔軟性UP!



背中の後ろで一方の手を肩の上から、もう一方の手を下から背中に回して握ることができますか?

3 片足立ちで静止(バランス)

20秒以上静止できたらOK!
できなかった人はストレッチに、筋力トレーニングもプラス!



直立った姿勢で両手を左右に広げ、片足立ちをします。何秒静止していられますか?

4 膝の曲げ伸ばし(脚の筋力)

手を使わずにできればOK!
できなかった人は脚の筋力トレーニングを取り入れましょう!



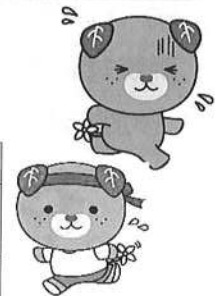
立った状態から、手を使わずに膝の曲げ伸ばしができますか?

【各市町のウォーキングマップ】

市町名	ホームページアドレス
松山市	http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/iryo/zukuri/walking/matsuyamawalkingmap.html
東温市	http://www.city.toon.ehime.jp/life/life_theme/kenko/rouseijin/who-kingu.html
砥部町	http://www.town.tobe.ehime.jp/site/tokaido53tugi/irebun.html

※ホームページにウォーキングマップの記載の無い中予地方局管内の市町（伊予市、久万高原町、松前町）については電話にてお問い合わせください。

愛媛県では、市町とともに、県全体でサイクリングパラダイスを目指す「愛媛マルゴト自転車道」構想を推進しています。



愛媛県
イメージアップ
キャラクター
みきゃん